
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

【控訴審判決速報】 第42号（2014年8月24日）

**国の主張認める不当
判決！しかし、一審
判決の判断枠組みは
維持されたと判断
し、上告はせず。**

目次

1頁 写真（記者会見）

2－5頁 求める会声明

6－7頁 請求からの流れ

8－9頁 韓国側原告声明

10－15頁 判決要旨

16頁 2014年度総会・シンポ案内



記者会見に臨む原告・弁護団（詳細は次号掲載予定）

2014 年 8 月 7 日

声 明

（１）本件訴訟の控訴審における経緯（詳しくは別表参照）

本件訴訟は、日韓会談文書の最も大量の不開示処分を争う第３次訴訟として 2008 年 10 月 14 日に提起され、2012 年 10 月 11 日に東京地裁が大量の文書の開示を命ずる判決（以下、一審判決）を下した。その後、国側が東京高裁に控訴し、原告側も附帯控訴を行っていた。東京高裁では、４回にわたって口頭弁論が開催され、その中で小野啓一外務省北東アジア課長の証人尋問（2014 年 3 月 13 日）、原告の一人である太田修同志社大学教授（2014 年 3 月 26 日）などの尋問が実施されていた。

2014 年 7 月 25 日に下された東京高裁の判決（以下、控訴審判決）は、外務省が控訴した不開示部分をすべて認めるとともに、本会が附帯控訴した不開示部分のうち、3 カ所を除いてすべて退けるものであった。今回の判決において、インカメラについて何ら言及がなく、不開示理由について概略的に述べたに過ぎない外務省の主張が認められた反面、本会の主張がほとんど認められなかったことはまことに遺憾である。

控訴審判決は、一審判決の結論の一部を覆した。その一部とは、一審判決で国側が開示を命じられたがその後の見直しで自発的な開示を行わずに控訴を維持していた部分（47 文書）、ならびに 1 審判決が開示を命じなかったために原告側が附帯控訴していた文書（67 文書）の一部（2 文書）である。控訴審判決は、こうした結論を導くに際して、一審判決と異なる理由や判断枠組みを用いて、「行政庁に広範な裁量を委ねる趣旨ではなく」、「当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す事を要する」（20 頁）と判断した。この判断枠組みをさらにどのように具体化する

るかについて、控訴審判決は、一審判決と同じ基準を用いているのではなく、国が「おそれがあると合理的に判断することができる根拠が存在することを基礎づける事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて同条4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある」としている。その意味で、控訴審判決は、判断枠組みや判断基準については、一審判決に比べて、国側の説明責任をより厳しく問う枠組みを採用したと評価できる面もあるが、それを内実あるものとするための努力が、今後の外交文書公開請求において必要とされる。

他方で、控訴審判決は、不開示理由ごとに一審判決が設定した判断基準、例えば30年以上を経過した行政文書については不開示とするために相応の主張立証を行うべきだとする点を、削除・訂正すべきことを命じてはいない。その意味で、一審判決の判断基準は、控訴審判決によって否定されているわけではない。実際に、一審判決後に国側が自主的に変更決定を行った処分は、国側が一審判決に従って行った決定であり、一審判決が示した法理がそのまま実現されたというべきである。

以上のように、今回の控訴審判決は、外務省側の主張を認めた反面、本会の主張をほとんど認めず、インカメラについても言及しなかった点などから、不当な判決だったと言わざるを得ない。しかし本会は、一審判決が示した判断基準を基本的に維持したと判断し、上告しないことを決定した。

(2) 2008年5月までに外務省が開示決定した1916の文書のうち、部分開示文書が525、不開示文書が23あった。しかし、2012年10月11日の東京地裁判決以後、外務省は2013年3～4月、11月、そして2014年3月に、控訴対象の部分を除いて新たに開示決定を行なった。また、本会が情報開示を再請求した文書については、2013年1月および2014年4月にそれぞれ開示決定された。その結果、部分開示文書は382、不開示文書は1となった

（この不開示文書は前回の訴訟で争った「竹島問題に関する文献資料」という文書である）。上述の通り、今回の訴訟では、最終的に外務省が控訴した 47 文書、および本会が附帯控訴した 67 文書について判断された。これらの文書のうち、とくに附帯控訴について、本会は個人情報・法人情報などを取えて争わない方針である。したがって、外務省が開示決定した 1916 文書のうち、上記の 114 の文書以外の 1812 の文書については決着が付いている。当初、548 の文書が一部または全部不開示だった状況に比べると、とくに 2011 年 10 月の東京地裁判決以後に、本会は外務省に多くの不開示部分を開示させたことになる。

また、韓国および日本において日韓国交正常化に関連する外交文書の多くが開示されたことを契機として、この問題に対する世論の関心が高まるとともに、とくに韓国においては 2012 年 5 月 24 日の大法院判決以後、朝鮮人戦争被害者の問題が日韓請求権協定等で解決済みであるとする主張が相次いで覆されている。日本軍慰安婦問題についても日韓間の外交懸案として看過できない段階に至っている。これらの事実を踏まえると、本会が目指す戦争および植民地支配に対する歴史的責任の問題の解決は主として立法および行政・外交次元での判断がますます重要になってきたといえる。

（3）歴史的な外交文書は市民の共有財産であり、その歴史の検証や将来の外交政策の民主主義的な構築のためにも不可欠の前提である。「公文書等の管理に関する法律」第 1 条にあるように、公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」である。作成から 30 年以上経過した公文書は極力公開するという原則が徹底されねばならない。外務省はこの精神に基づいて、今後も不開示部分を積極的に開示するよう努力すべきである。2013 年 12 月 13 日に公布された「特定秘密の保護に関する法律」はそのような歴史研究や民主主義の前提を損なうことが憂慮される。さらに、2014 年 7 月 14 日に、1972 年の沖縄返還をめぐる日米間の密約文書開示訴訟の上告審判決で、行政機関が存在しないと主張する文書について「開示の請求者側に存在を立証する責任がある」として原告敗訴が確定し

た。このような判決は、西山太吉氏が述べるように、国民主権にのっとった情報公開の精神がみじんもなく、民主主義の基礎を崩壊させるものである。私たちはこの最高裁判決に対しては、強く抗議する。

（４）本会は2007年12月26日の東京地裁判決で、外務省が日韓会談文書の開示決定をしないことが「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に照らして不作為の違法であるとする判決を勝ち取った。さらに、上述の通り2011年10月11日の東京地裁判決で、「当該不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、被告は・・・当該不開示文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある」という判断を勝ち取った。本会は裁判闘争によるこれらの成果を今後の運動に生かしつつ、日本の戦争および植民地支配に対する歴史的責任の問題の解決および情報公開を通じた民主主義の進展を目指すことを改めて声明する。

以上



原告の李容洙さんと崔鳳泰弁護士

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ					
年	月 日	全面開示請求			
2006	4月25日	開示請求			
	5月25日	特例適用通知			
	8月17日	1次部分開示(65頁)			
	10月2日	審査会へ異議申立	一次訴訟(開示期間)		
2007	12月18日		東京地裁へ提訴		
	3月6日		第1回口頭弁論		
	3月28日	1次の逆転全部開示(193頁)			
	4月27日		2次開示(1533頁)		
	5月8日		第2回口頭弁論		
	7月10日		第3回口頭弁論		
	9月25日		第4回口頭弁論	二次訴訟(不開示理由)	
	11月16日			3次開示(5340頁)	
	11月26日		第5回口頭弁論		
	12月26日		原告:勝訴		
			↓		
			国:東京高裁へ控訴		
2008	1月8日				
	1月26日			三次訴訟(不開示理由)	
	4月18日			4次開示(3482頁)	
	4月23日		控訴審第1回口頭弁論	東京地裁へ提訴	
	5月2日				
	5月9日			5次開示(16263頁)	
	5月28日		第2回口頭弁論	6次開示(32951頁)	
			原告:取下げを提示		
	6月3日		国:取下げ同意で終了		審査会へ異議申立
	6月10日				原告:異議申立書提出
	7月1日		第1回口頭弁論		
	7月7日				国(外務省)第1次補正命令
	8月29日				原告:同意書提出
	9月9日		第2回口頭弁論		
	10月14日			東京地裁へ提訴	
	11月25日		第3回口頭弁論		
	12月17日		第4回口頭弁論	第1回口頭弁論	
	2009 2月17日				
	2月19日				異議申立に関する申し入届
	2月26日				国(外務省):第2次補正命令
	3月4日			第2回口頭弁論	
	4月6日				原告:回答及び申入書提出
	4月15日		第5回口頭弁論		
	5月26日			第3回口頭弁論	
	6月9日				国(外務省):第3次補正命令
	7月8日		第6回口頭弁論		
	7月28日				原告:回答及び申入書再提出
	9月1日			第4回口頭弁論	
	10月21日		第7回口頭弁論(結審)		
	12月8日			第5回口頭弁論	
	12月16日		原告:敗訴		
			↓		
	12月25日		東京高裁へ控訴		
2010	2月23日			第6回口頭弁論	
	4月21日			第7回口頭弁論	
	5月12日		控訴審 即日結審		
	6月23日		原告:敗訴		原告:申入れ書再々提出
	6月30日		↓	第8回口頭弁論	

	7月7日		最高裁判所へ上告	
	9月8日			第9回口頭弁論
	9月15日		上告受理申立理由書提出	
	11月5日			第10回口頭弁論
2011	1月21日			第11回口頭弁論
	3月18日			第12回口頭弁論
	5月9日		上告不受理決定・原告敗訴	
	6月14日			第13回口頭弁論
	8月29日			開示変更決定(63文書)
	9月6日			第14回口頭弁論
	9月30日			弁論準備手続き
	11月29日			第15回口頭弁論中止・弁論準備手続き
	12月27日			弁論準備手続き
2012	3月6日			第15回口頭弁論・結審
	6月21日	再請求		
	7月20日	特例適用通知		
	9月11日			判決言い渡し・延期
	10月11日			判決言い渡し
	10月11日			原告一部勝訴
	10月24日			国:東京高裁に控訴
2013	1月21日	開示決定		
	3月22日	異議申し立て		
	3月29日			開示変更決定
	4月1日			開示変更決定
	7月9日			控訴審第1回口頭弁論
	11月26日			開示変更決定
	12月10日			控訴審第2回口頭弁論
2014	3月13日			控訴審第3回口頭弁論
	3月24日			開示変更決定
	3月26日			控訴審第4回口頭弁論・結審
	4月2日	開示変更決定		
	7月25日			控訴審判決

日本政府は韓日会談文書を直ちに公開し、韓日間の壊された信頼を回復せよ

2014 年 7 月 25 日、東京高等裁判所は韓日会談文書公開訴訟に対する判決を下した。上記判決は、日本外務省が控訴した不開示の部分に対して全面的に日本外務省の主張を認め、原告らが附帯控訴をなした 3 つの部分を除いたすべての主張を退ける不当なものである。

私たちは上記判決に対して抗議するところであるが、これ以上、上告をしないことにした。

その理由は、外務省は 548 件の文書を完全公開していたところ、その後、1 審判決の勝訴によって、やむを得ず順次公開をするようになったにもかかわらず、その状況が正しく日本では報道されなかった。併せて、今回の東京高等裁判所で原告らが控訴を通して逆転勝訴した部分も全く報道されていない。このような状況において、上告し、裁判に勝ち、公開を勝ち取っても、報道されないならば何の意味があるのか？

したがって、私たちは、これ以上、判決ではなく日本の良識と民主主義の力で関連文書の全面公開を促す。

東京高等裁判所は、2014 年 7 月 25 日の判決を通して、たとえ韓日協定が締結されてすでに 50 年近く経過しても、韓日両国の関係は改善が要望されており、北朝鮮との国交正常化交渉はこれから始まる状況であるが、こういう状況で不開示文書が公開されれば北朝鮮側に有利に利用され、文化財に対しては韓国との間にも引渡し問題が再燃されて、独島に対す

る情報は、韓国との関係で不必要なあつれきを生じさせ、当時の日本高官の率直な発言等が韓国国民を刺激することもあるという理由を認め、日本政府の不当な主張を受け入れた。

すなわち、南北分断を利用して漁夫の利を得たことをどうにか維持し、請求権問題が1965年当時正しく処理されなかった真実が暴かれるのを恐れ、植民支配に対する反省がない日本政府高官らの妄言を隠すことが、結果、日本国民らに有利だという東京高等裁判所のこのような判断は、善良な日本国民の良識にも反し、民主主義の発展に対しても足を引っ張ることになる。

私たちは、このような判断は、侵略戦争の戦犯らの利益を守ろうとすることで、侵略戦争を反省し恒久平和主義を尊重する日本憲法にも反することであると主張する。

したがって今回の原告らの上告の断念を契機に、逆に韓日会談文書を全面公開し、韓日間の信頼関係を回復することを求める。

2014. 8. 8.

韓日会談文書公開訴訟韓国側原告団一同

平成26年7月25日午後4時 判決言渡（809号法廷）

平成24年(国)第412号，平成25年(国)第231号 文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件

東京高等裁判所第8民事部 裁判長裁判官 高 世 三 郎

裁判官 瀬戸口 壯 夫

裁判官 針 塚 遼

判 決 要 旨

第1 当事者

1 審原告 崔鳳泰ほか10名

1 審被告 国（処分行政庁 外務大臣）

第2 事案の概要

本件は，1審原告らが，昭和26年に開始され昭和40年の日韓基本条約の締結に至るまで韓国との間で行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）に関する外務省保管文書について，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく開示請求をしたが，外務大臣から同法5条3号，4号等所定の不開示情報が記録されていることを理由に一部不開示決定を受けたため，不開示決定の取消しと開示の義務付けを求める事案である。なお，1審原告らが平成18年4月に外務大臣に対し開示請求した文書は1916文書，合計5万頁余りであり，これに対する外務大臣の開示・不開示の決定は複数回行われ，これまでも同様の訴訟が係属したが，本件が最終のものである。

原審の東京地裁は，平成24年10月，348の文書（当初は369の文書）のうち一部の文書（不開示部分）について外務大臣の不開示決定を取り消して開示を命じ，その余について1審原告らの取消請求を棄却して義務付けの訴えを却下する旨の判決をした。

これに対し，1審被告国が控訴し，原判決中の1審被告敗訴部分の一部について取り消して1審原告らの取消請求の棄却及び義務付けの訴えの却下を求

め、1 審原告らも附帯控訴し、原判決中の1 審原告ら敗訴部分の一部について取り消して不開示決定の取消及び開示を求めた。

原審及び控訴審係属中に、外務大臣は不開示部分について追加開示決定をしたため、控訴審口頭弁論終結時における控訴及び附帯控訴による不服申立ての対象文書は、併せて114文書（1文書につき複数の不開示部分があるものが少なくなく、不開示部分はこれより多数である。）となった。

本判決は、① 控訴による不服申立ての対象とされた部分の不開示情報は、いずれも情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報に該当すると認め、1 審被告の控訴に基づき原判決中1 審被告の敗訴部分で控訴による不服申立ての対象とされた部分を取り消し、上記部分につき1 審原告らの取消請求を棄却して義務付けの訴えを却下し、② 附帯控訴による不服申立ての対象とされた部分の不開示情報については、その一部につき法定不開示情報該当性を否定して不開示決定を取り消して開示を命じ、その余につき法定不開示情報に該当すると認めて1 審原告らの附帯控訴を棄却した。

第3 主文

- 1 1 審被告の控訴に基づき、原判決中1 審被告敗訴部分のうち次の各部分を取り消す。
 - (1) 原判決の主文第1項のうち、別紙「控訴の対象（処分目録1）」の「不開示決定」欄記載の各不開示決定について⑦欄記載の各部分を取り消すとした部分
 - (2) 原判決の主文第2項のうち、上記⑦欄記載の各部分の開示決定をすべき旨を命ずる部分
- 2 上記1の(1)の取消しに係る部分につき1 審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 上記1の(2)の取消しに係る部分につき1 審原告らの義務付けの訴えをいずれも却下する。

4 1 審原告らの附帯控訴に基づき、原判決のうち、次の各部分を取り消す。

(1) 別紙「附帯控訴の対象」の①欄の「1-129」の文書に係る⑥欄記載の部分中昭和36年2月11日付け「韓国請求権検討参考資料（未定稿）」と題する文書の8枚目の黒塗り部分（「1908年～1944年の韓国における郵便貯金より生じた定期収入で日本大蔵省に移越した分」を試算した金額に係る情報）及び9枚目の各黒塗り部分（「終戦における朝鮮郵便貯金現在高」のうち「朝鮮人分推定額」に係る情報並びに終戦時の振替貯金現在高8552万7589円のうち朝鮮人分が占める比率及び試算額に係る情報）。

(2) 別紙「附帯控訴の対象」の①欄の「1-160」の文書に係る⑥欄記載の部分

5 別紙「附帯控訴の対象」の①欄の「1-129」の文書に係る④欄の原決定中上記4の(1)の各部分に係る部分並びに同①欄の「1-160」の文書に係る④欄の原決定中上記4の(2)の部分に係る部分を取り消す。

6 1 審被告は、1 審原告らに対し、前項の取消しに係る部分を開示せよ。

7 1 審原告らのその余の附帯控訴をいずれも棄却する。

8 訴訟費用は、第1, 2 審を通じてこれを2分し、その1を1 審原告らの負担とし、その余を1 審被告の負担とする。

第4 判断の要旨

(1) 情報公開法5条3号及び4号所定の不開示情報該当性についての裁判所の審査について

情報公開法5条3号は「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定し、同条4号は「公にすることにより、犯罪の

予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定する。

同条3号及び4号によれば、上記各おそれがあるかどうかについては行政機関の長に裁量に基づく第一次的な判断権があるが、同条は、行政機関の長に対し、各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないとして開示義務を定め、これを原則としつつ、開示義務の例外として不開示情報が記録されている場合を定める構造を採っているものであり、不開示情報を定める同条3号及び4号において行政機関の長が上記各おそれがあると認めることにつき相当の理由があることを要することとしている趣旨に鑑みれば、外務大臣が同条3号所定のおそれがあると認めることにつき「相当の理由がある」といえるかどうかについて判断する場合にあっては、我が国を取り巻く国際情勢、我が国と当該他国又は国際機関との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、我が国と当該他国又は国際機関との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実を総合的に踏まえて、他国又は国際機関との上記おそれの根拠があると合理的に判断することができる場合であることを要するものと解するのが相当である。したがって、裁判所は、上記各事実を斟酌して上記の場合に該当するかどうかを判断すべきものであり、その判断は、外務大臣の判断が全く事実の基礎を欠いているかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠いているかどうかなどに限定されるものではないと解するのが相当である。

(2) 情報公開法5条3号及び4号所定の不開示情報該当性の判断について

本件においては、日韓国交正常化交渉関係文書に記録されている情報が情報公開法5条3号所定の不開示情報又は4号所定の不開示情報にあたるかどうかの問題となっており、1審被告は、開示請求のあった文書について可能な限り

開示するという方針の下に努力を重ねて順次開示の範囲を広げてきており、新たに開示された部分を含む文書を証拠として提出した。また、当審において、1 審被告から外務省アジア局北東アジア課長の陳述書が証拠として提出され、同課長の証人尋問も行われた。1 審原告らからも主張立証が行われた。これらによって、日韓国交正常化交渉当時及び現在の我が国を取り巻く国際情勢、我が国と韓国及び北朝鮮との当時及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、今後の交渉及び将来の関係の展望、韓国側及び北朝鮮側の国民感情、交渉方針等を相当程度知ることができたとし、同課長の陳述書及び証言等により、必要な補充説明も行われた。

本件の不開示情報該当性の判断の対象である情報は、主として請求権問題、朝鮮半島由来の文化財の引渡しに関するもののほか、竹島問題に関するもの等である。本件の審理の結果次のとおり認められる。日韓国交正常化交渉により、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約が締結、批准され、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定その他の協定が締結されて既に50年近くが経過するが、日韓両国の関係は改善が求められている状況にあり、また、北朝鮮との国交正常化交渉はまだこれから行われるという状況にある。請求権問題、朝鮮半島由来の文化財の引渡しに関する本件の不開示情報該当性の判断の対象である情報の内容は、日韓国交正常化交渉の過程において専ら我が国の政府内部での検討のために調査収集した資料や検討内容等であり、開示すれば、北朝鮮との国交正常化交渉で北朝鮮側に有利に援用され、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。文化財については、開示すれば、韓国との間でも引渡問題を再燃させ、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。竹島問題に関する情報は韓国との関係で無用な軋轢を生じ、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。さらに、本件の不開示情報該当性の判断の対象である情報には、政府高官等の率直ではあるが、韓国国民を刺激するおそれのある発言等が含まれ、また、外交上の信義の

見地から、開示すれば他国との信頼関係の維持に悪影響を及ぼすなど問題があると考えられるものも含まれており、さらに、国の安全にかかわる情報も含まれている。

そこで、当裁判所は、本件の判断の対象である不開示情報のうち、内容を推知することができると認めたものにつき原判決中1審原告ら敗訴部分を取り消して1審原告らの取消請求を認容して開示を命じたが、それ以外の不開示情報については、情報公開法5条3号、4号所定のおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報（法定不開示情報）に該当すると判断した。

2014年度総会案内

(日時) 12月23日(火・休) 午前10時半～12時(10時開場)

(会場) 東京しごとセンターセミナー室(予定)

(内容) 7・25控訴審判決報告(弁護団)

2014年度活動報告・決算

2015年度活動方針・予算

公開シンポジウム案内

(日時) 12月23日(火・休) 午後1時半～4時半(午後1時開場)

(会場) 東京しごとセンターセミナー室(予定)

(テーマ) 「日韓会談文書公開運動の成果と課題ー日韓条約締結50周年を前にして」

(企画内容)

◇基調報告「情報公開と日韓会談文書公開運動の意義」(仮)

◇シンポジウム課題案

①日韓条約とは何だったのか(日本、韓国、アジアにとって)

②未完の植民地清算(在日韓国朝鮮人、排外主義の問題も視野に)

③文化の略奪と植民地主義(国が不開示に固執した文化財問題から見える日韓関係)

※会場、内容は変更となる可能性がありますので、詳細は次号のニュースをご覧ください。

